

2014年12月15日

お客様各位

カッパ・クリエイトホールディングス株式会社
取締役社長 法師人 尚史

お詫び

この度、弊社店舗で使用している韓国産トマトの一部について、輸入通関時のモニタリング検査において、残留農薬が基準値以上検出されたコンテナから出荷されたものであることが判明いたしました。これは、該当品の輸入者が輸入通関時にモニタリング検査を受けた後、その結果が判明する前に弊社の仕入先に納品し、仕入先が該当品を弊社に納品したことにより発生したものです。

結果として、弊社東北地区の一部下記店舗において、該当トマトを使用した商品を、12月11日および12日に販売した恐れがあります。

ただし、該当のトマトを摂取することにより、人体の健康に及ぼす影響はございません。

また、下記に記載のない店舗、ならびに、2014年12月13日以降の全店において販売している商品については、問題のないことを確認しております。

お客様にご迷惑とご心配をおかけしたこと、深くお詫び申し上げます。

今後は、商品の管理体制を一層強化し、再発を防止する所存です。

—記—

●食材概要

韓国産トマト、2014年12月1日輸入品

輸入業者…株式会社セビア

弊社への販売業者…株式会社マルマサフード

弊社への販売数量…168個

●モニタリング検査内容

検疫所…福岡検疫所門司検疫所支所（下関分室）

検査結果…フルキンコナゾール0.03ppm検出（基準値0.01ppm）

※欧州食品安全機関(EFSA)が定めるフルキンコナゾールの許容一日摂取量（人が一生涯毎日摂取し続けても、健康の影響がないとされる一日当たりの摂取量）は、体重1kg当り0.002mg/日であることから、体重60kgの人が該当のトマトを毎日約4kg摂取し続けたとしても、許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。

●商品販売日・使用数

2014年12月11日、12日

店舗に納品された該当トマト168個のうち、最大で147個を使用した可能性があります。

●使用商品

- ①バジル薫るトマトとパプリカのソルトソース・まぐろたたき
- ②バジル薫るトマトとパプリカのソルトソース・サーモン
- ③バジル薫るトマトとパプリカのソルトソース・海老
- ④バジル薫るトマトとパプリカのソルトソース・鴨パストラミ
- ⑤バジル薫るトマトとパプリカのソルトソース・蒸しほたて
- ⑥スティックサラダ (バーニャカウダ風)
- ⑦スティックサラダ (マヨネーズ)

●販売店舗

かっぱ寿司下記店舗 (31店舗)

岩手県…花巻店、久慈店、北上店

宮城県…佐沼店、仙台幸町店、仙台長町店

山形県…酒田北店、新庄店、鶴岡店、天童店、南陽店

秋田県…たかのす店、秋田将軍野店、大館店、大仙店、男鹿店

青森県…弘前八幡店、黒石店、三沢店、青森西バイパス店、青森東バイパス店、
青森浜田店、八戸沼館店、八戸類家店、野辺地店

福島県…いわき鹿島店、会津若松店、郡山亀田店、相馬店、福島鎌田店、福島矢野目店

本件についてのお問い合わせ先

カッパ・クリエイトホールディングス(株) お客様相談室

電話番号 0120-993-160

受付時間 9時～18時

以上